

公益社団法人日本金属学会 金属組織写真賞規程

(規程の目的)

第1条 金属組織写真賞の事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

(賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会金属組織写真賞とする。

2 賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

(事業の目的)

第3条 この賞の事業は、金属および周辺材料に関する学術上、または技術上有益と認められる組織写真に対し授賞することを目的とする。

(費用と収益)

第4条 この賞の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。

2 前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。

3 前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。

4 前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

(会計)

第5条 この賞の事業に係わる予算および決算は、理事会の決議を要する。

2 前項の予算および決算は、この法人の収支予算書および正味財産増減計算書に記載する。

(事業の運営組織)

第6条 この賞の事業は、理事会の決議により、金属組織写真賞委員会を設置して、運営する。

2 委員会は委員長がつとめる。

3 委員会の委員の構成および委員の数ならびに事業内容は、理事会で決議する。

4 委員は当該分野の専門家の中から選任する。

5 前項においてこの法人の会員以外も委員とすることができる。ただし委員長はこの法人の会員でなければならない。

6 この賞の応募者と特別な利害関係がある者は、委員になることができない。

(委員会の業務の内容)

第7条 この賞に係わる業務は次のものとする。

(1) 募集に係わる業務

(2) 選考に係わる業務

(3) 授賞に係わる業務

(4) 結果の公表に係わる業務

(募集)

第8条 この賞の応募要領は、この法人の会報およびホームページに掲載する。

2 毎年所定の日までに本会事務所に到着するよう公募する。

3 光学顕微鏡部門、走査電子顕微鏡部門、透過電子顕微鏡部門、顕微鏡関連部門の4部門により、募集を行う。

4 候補者は会員であることを要しない。

5 応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。

(選考)

第9条 この賞の選考は、第6条に定める委員会が当たる。

2 選考の基準は金属組織写真賞規則に定める。

3 選考結果は、委員会が理事会に答申する。

4 理事会で、授賞候補者を決定する。

(授賞)

第10条 この賞は、この法人の春期講演大会時の機会に授賞する。

2 授賞は最優秀賞、優秀賞および奨励賞とする。最優秀作品は賞状と賞牌、優秀賞作品は賞状と賞牌、奨励賞作品は賞状とする。

3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。

4 適当な候補作品がない場合は、その年度は授賞しない。

5 春期講演大会の折に、授賞作品および選考委員会が選定した作品の金属組織写真展示を行う。

(結果の公表)

第11条 この賞の授賞の結果は、本会の会報およびホームページに掲載する。

2 掲載事項は、授賞者名、所属、授賞作品名および概要とする。賞の規程などにより授賞理由が明白な場合には授賞理由を掲載しないことができる。

3 公表時期は、授賞者が授賞を承諾した後とする。

(授賞の取り消し)

第12条 授賞後に授賞対象の業績に、公益社団法人日本金属学会事業に係るミスコンダクト対応規程に定められるミスコンダクトの認定が行われた場合には、理事会は遡って授賞を取り消すことができる。

2 授賞の取り消しを行った場合には、表彰状と副賞の返納を命じることができる。

3 授賞の取り消しを行った場合には、本会機関紙上に告示しなければならぬ。

(事業の終了)

第13条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合または事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業

を終了することができる。

(委員会の関与)

第 14 条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第 16 条 この規程の運用に必要な事項は、金属組織写真賞委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 年 月 日 制定、施行
2. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 委員会尾の関与の条文の追加
3. 平成 22 年 12 月 6 日 一部改訂(第 866 回理事会決議) 部門、表彰の種類変更他
4. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
5. 平成 23 年 12 月 9 日 一部改訂 8 第 874 回理事会決議) 授賞条文の改訂
6. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他
7. 平成 27 年 12 月 8 日 一部改訂 (第 904 回理事会決議) 第 10 条授賞条文の一部削除
8. 2020 年 2 月 5 日 一部改訂 (第 933 回理事会決議) 授賞の取り消し条文追加